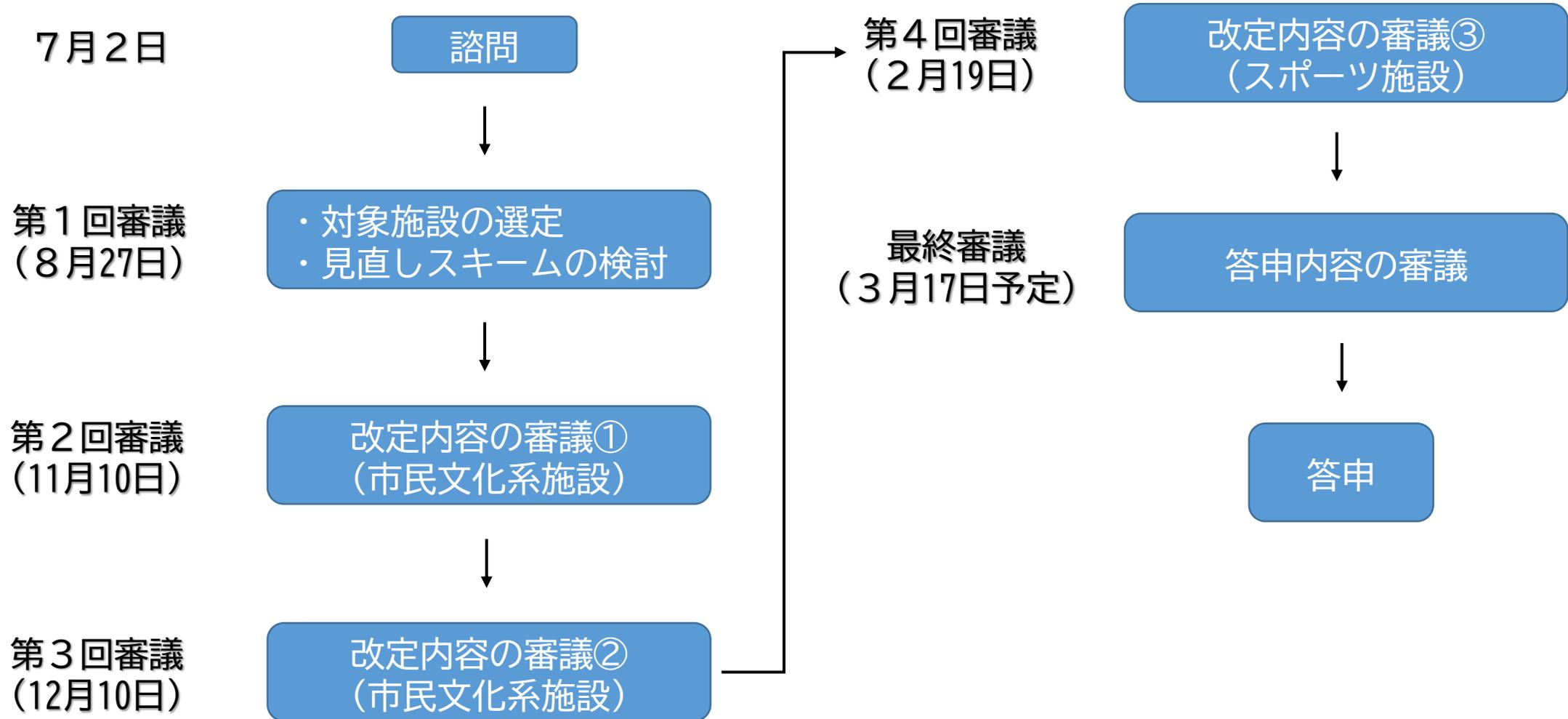


施設使用料の見直しについて

令和7年度第6回生駒市行政改革推進委員会（令和8年2月19日）

見直しフロー



施設使用料の算定方法

生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書（平成21年5月25日）をベースに改正案を算出する。

(1) 社会体育施設使用料<現行>

利用者の応分の負担については、施設の維持管理経費を基礎とする。

* 維持管理経費 = 「①減価償却費、②人件費、③光熱水費、④通信費、⑤委託料、
⑥借上料、⑦保険料、⑧修繕料、⑨その他」の合計



社会教育施設のB案と同様に減価償却費と人件費を除き、下記の計算式により施設使用料を設定。

施設の総維持管理経費 ÷ 2 で算出された金額 → 各施設で応分負担

施設使用料の算定方法

(2)社会体育施設使用料 <現行（減免・割増規定）>

- ・ 児童生徒、障がい者及びその介護を行う者等が使用する場合、通常の2分の1相当の利用料金となる。
- ・ 市内在住、在勤、在学でない者が使用する場合、通常の2倍相当の利用料金となる。

*主となるものを記載。施設により異なる設定となっている。

施設使用料の算定方法

(3) 社会体育施設使用料<改正案>

現行と同様に、利用者の応分の負担については施設の維持管理経費を基礎とする。



下記の計算式により、現行と各改正案の金額の両方を算出・比較したうえで、増加率を現行の施設使用料に掛け合わせ、試算額を算定。

・ 現行、改正案Ⅰ

$$\begin{aligned} & \text{①②を除いた施設の総維持管理経費} \div 2 \text{ で算出された金額} \div \text{施設の総面積} \\ & = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの利用者負担対象額} \end{aligned}$$

・ 改正案Ⅱ

$$\begin{aligned} & \text{施設の総維持管理経費} \times 50\% \text{ で算出された金額} \div \text{施設の総面積} \\ & = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの利用者負担対象額} \end{aligned}$$

施設使用料の改定方針

	1㎡当たりの利用者負担対象額	増加率
現行	502.45円	—
改正案Ⅰ	596.99円	1.19
改正案Ⅱ	1387.81円	2.76
改正案Ⅲ	—	1.30

*各数値の算出については、資料4参照

採用案の選定について、ご審議お願いします。

【参考資料】

- ・資料5 社会体育施設使用料試算表
- ・資料6 近隣市町村使用料金表（スポーツ施設）

<参考>

- ・市民文化系施設の改正案における増加率は、各館共通単価1.30、ホール単価1.51

施設使用料の改定方針（激変緩和措置）

今回の改定方針が市民活動に与える影響を考慮し、利用者が変化に適応するための時間を確保する必要があるか・・・

措置の実施有無・方法について、
ご審議をお願いします。

<参考>

- ・市民文化系施設においては、すべての利用枠において、改正額の適用日から3年間は増加額の半額（10円未満切捨）を加算し、4年目からは本来の改正額を適用する方針を示す予定。

<参考> 資料作成の方針と手順

(1) 全資料

- ・ 端数は四捨五入により処理する。

(2) 資料2 事業カルテ（使用料）

<基本事項>

- ・ 根拠資料：生駒市社会体育施設年報、生駒市財務データ、指定管理者事業報告書etc.
- ・ 施設使用料の算定に不要で、担当課で記載が難しい項目については空欄を許可する。
- ・ 施設の面積は、資料作成時点ではなく令和4～6年度のデータを使用する。
- ・ 施設の面積は、延べ床面積がない（わからない）場合は敷地面積を用いる。

<参考> 資料作成の方針と手順

<維持管理経費（基本事項）>

- ・当初は担当課に、体育館・グラウンド等分類ごと及び施設ごとに作成を依頼する想定であったが、分類及び施設ごとに経費を算出することが難しいため、指定管理者ごとに作成する。

<維持管理経費（減価償却費）>

- ・減価償却費（*）は、固定資産台帳を基に算出する。

*減価償却とは、事業などの業務のために用いられる資産の価値が減少することを認めて、その取得に要した金額を分割して必要経費として算入する手続のこと。

<参考> 資料作成の方針と手順

<維持管理経費（人件費）>

- ・原則として歳出費目ごとに計上するが、委託人件費は委託料として計上する。
- ・内訳が不明な本部経費は、人件費として計上する。

<維持管理経費（委託料）>

- ・附属設備使用料が設定されている夜間照明設備などの保守点検業務委託料等は、附属設備使用料が購入額を基に算定されるため、維持管理経費を賄う目的で施設使用料算定の維持管理経費に含める。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市内団体向け施設使用料減免分の補填として市から追加支出された委託料は、維持管理経費には含めない。

<参考> 資料作成の方針と手順

<維持管理経費（その他）>

- ・維持管理経費の「その他」欄は、原則として指定管理者から提供される収支報告書上で、事業カルテの他経費に振り分けられない費用の合計とする。ただし、消費税等は施設使用料収入から差し引き、「コスト状況」欄に反映させる。
- ・附属設備として有料で貸し出している消耗品の経費は、附属設備使用料では賄えていないため、施設使用料算定の維持管理経費に含める。
- ・備品購入費は附属設備使用料が設定されている場合があることから含めない。
- ・山麓公園テニスコートについて、施設全体の維持管理経費に、テニスコートを除く公園全体の所管課とテニスコート所管課の予算要求の際に用いる負担割合を掛けて算出する。（減価償却費はテニスコートのみで算出）

<参考> 資料作成の方針と手順

(3)資料3 コスト状況一覧・資料4 維持管理経費一覧

- ・事業カルテ内の令和4～6年度の平均値を基に作成する。

(4)資料5 社会体育施設使用料試算表

- ・10円未満は切り捨てで処理する。
- ・現行の1 m²当たりの応分負担額を算出する際の施設の総面積について、改正案の算出時に用いた施設の総面積から、生駒北スポーツセンター（平成27年2・3月開館）と井出山屋内温水プール（平成22年4月）の面積を除くものとする。